

# 公 示

## 登録教習機関の業務休止について

労働安全衛生法第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条の規定による届出があったので公示する。

### 記

登録教習機関名称	株式会社北宮城自動車学校
登録教習機関の住所	宮城県登米市迫町北方字石内坂 2 0 - 1
代表者の職氏名	代表取締役 高橋 博剛
技能講習の業務を行う事務所の名称	株式会社北宮城自動車学校 北宮城産業機械講習センター
事務所の所在地	宮城県登米市迫町北方字石内坂 2 0 - 1
休止する技能講習	第 22-733 号 小型移動式クレーン運転技能講習
休止する期間	令和 8 年 6 月 1 日～令和 12 年 12 月 27 日

令和 8 年 5 月 20 日

宮城労働局長